令和5年度尼崎市国民健康保険料 収納業務委託に係る募集要項

令和4年12月 尼 崎 市

令和5年度尼崎市国民健康保険料収納業務委託に係る募集要項

この要項は、令和5年度尼崎市国民健康保険料収納業務(以下「本業務」という。)を委託する にあたり、契約候補者を選定する手続等について、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務内容

別紙「令和5年度尼崎市国民健康保険料収納業務委託に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※契約初年度は上記に定める期間とするが、本市が業務実績を良好と判断した場合においては、契約に支障をきたす場合を除き、令和6年度及び令和7年度においても、同種の契約を行うこととする。

(3) 提案上限額

97,938,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

本業務の選定に参加できる者は、以下の(1)から(9)の要件を満たす単体企業又は共同事業体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱(平成30年7月10日市長決定)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て又は会社法(平成17年 法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団対策法(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及び暴力団員の利益となる 活動を行うものであると認められるとき。
 - イ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的 又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ウ 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団 密接関係者であると認められるとき。
- (6) 公租公課の未納がないこと。
- (7) 尼崎市と同規模の地方公共団体等において、本業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。
- (8) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (9) 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

3 主なスケジュール

応募書類・質問書受付期間	令和5年1月6日(金)から同年1月19日(木)まで
プレゼンテーションの実施	令和5年2月上旬
選定結果の通知	令和5年2月下旬
契約締結日	令和5年4月1日

4 応募手続等に関する事項

(1) 受付期間

令和5年1月6日(金)から同年1月19日(木)まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)

(2) 受付場所及び受付方法

応募書類は持参又は郵送(必着)により当課まで提出すること。郵送による提出の場合、 封筒に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きの上、書留郵便や宅配便等、受取人が受領し たことを確認できる方法を用いること。

持参又は郵送以外の方法による提出は受け付けない。

提出先は「10 提出先・問い合わせ先」のとおり。

(3) 応募書類等

部数:正本1部、副本8部(副本は複写可)

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 会社概要(様式2)※貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)を添付すること
- ウ 企画提案書(様式3)※見積内訳書を添付すること
- エ 地域経済活性化への取組み(様式4)
- オ 納税証明書(地方税及び国税に係るもの)
- 力 代表者印鑑登録証明書
- キ 登記事項証明書
- ク プライバシーマーク (Pマーク) や I SMS認証等、情報セキュリティに係る有資格者 確認書類の写しや、個人情報保護に関する取組状況が分かる書類

【以下、共同事業体のみ】

- ケ 共同事業体構成表(様式5)
- コ 共同事業体委任状 (様式6)
- サ 共同事業体協定書
- (4) 応募辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届(様式7)を提出すること。

- (5) 応募書類等の留意事項
 - ア 応募書類等は、A4用紙に印刷された縦綴じの文書で提出すること。
 - イ 同一事業者及びその関連事業者が、複数の提案をすることは認めない。
 - ウ 企画提案書は仕様書に基づき、後述する「8 審査基準」を満たす正確かつ簡潔な内容と し、過大なものとならないよう留意すること。また、専門知識を有しないものでも理解でき るよう、平易な表現で記載すること。
 - エ プロポーザル応募に要する費用は、全て事業者負担とする。また、契約しなかった場合も 同様とする。
 - オ 提出される全ての資料は、選考結果にかかわらず返却しない。
 - カ 応募書類は、応募事業者に無断で使用しない。ただし、契約締結後に尼崎市情報公開条例 (平成16年尼崎市条例第47号)に基づく公文書公開請求があった場合、同条例の規定に 基づき開示することがある。

5 本募集要項に関する質問の受付等

(1) 質問の受付期間

令和5年1月6日(金)から同年1月19日(木)まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)

(2) 質問方法

質問書(様式8)に質問事項を記入の上、電子メールにより当課まで送信すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

問い合わせ先は「10 提出先・問い合わせ先」のとおり。

※なお、メール送信にあたっては、送信した旨を当課へ電話連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せて、質問内容と合わせて市ホームページ上に公表する。

- 6 プレゼンテーションに関する事項
 - (1) 実施時期

令和5年2月上旬

詳細な開始日時及び場所については、応募事業者に別途通知する。

(2) 実施方法

発表時間 20分以内、質疑応答時間 10分程度

(3) 選定結果

選定結果については、採否にかかわらず応募事業者に書面にて通知後、契約候補者として選定した者の事業者名及び総合評価点を尼崎市のホームページで公表する。

- (4) プレゼンテーションの留意事項
 - ア 後記する「8 審査基準」に定める項目について、プレゼンテーションにより説明すること。
 - イ プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づいて行い、差替え及び訂正並びに期限後 の提出は不可とする。ただし、企画提案書の内容をプレゼンテーション用に編集することは 可能とする。
 - ウ プレゼンテーションの実施要員は特に指定しないが、実務に関する質問も行うため、質疑 にその場で回答できる者が参加すること。質疑に対する回答は、その時点での回答を正式回 答とし、後日の回答及び回答内容の修正は認めない。
 - エ プレゼンテーション実施に際し、プロジェクター、スクリーン及び電源が必要な場合は、 事前に申し出ること。その他の機材が必要な場合は、当日持参すること。

7 審査方法

- (1) 選定は、令和5年度尼崎市国民健康保険料収納業務委託に係る契約候補者選定会議(以下「選定会議」という。)が行う。
- (2) 応募書類、プレゼンテーション及び応募事業者への質疑応答の内容は、後記する「8 審査 基準」に基づき公平かつ客観的に数値化して採点し、総合評価点が第1順位の者を契約候補者 として選定する。
- (3) 最高得点が同じ場合は、出席委員の多数決により決し、可否同数の場合は議長が決する。
- (4) 第1順位の者と契約が締結されなかった場合は、第2順位以下の者を契約候補者とする。
- (5) 応募者が1者の場合であっても選定会議を開催し、審査の結果、企画提案書の内容等が仕様を満たしていると認められた場合には、その者を契約候補者として選定する。
- (6) 各出席委員の審査得点の平均点が総得点の半分に満たない者は契約候補者に選定しない。

8 審査基準

- (1) 業務への総合的な視点及び姿勢並びに本業務の目的及び業務内容の理解度
- (2) 電話・訪問・文書催告等において、被保険者等との接触率及び国民健康保険料の収納率の向上に寄与することを目的とする具体的かつ独自性のある方策及び目標
- (3) 前項の催告業務によらない、収納率向上に向けての事業者独自の新たな催告業務等の提案
- (4) 実施目標が達成できなかった場合及び実施した催告業務等に対して実績や効果がみられない場合の分析、対策及び報告方法

- (5) セキュリティ・個人情報保護対策の取組内容及び危機管理体制
- (6) 本業務を遂行するにあたって、十分な人員及び業務経験者等の人材を配置しているか等の組織体制及び必要な機材等の有無
- (7) マニュアルの整備及び従事者に対する研修等の実施の有無や実施内容
- (8) 毎月の業務実施状況を適切に把握の上、分析及び報告ができる管理体制
- (9) 夜間及び休日の対応等
- 10 経営状況や事業者の事業実施年数及び自治体又は保険者等での業務受託実績
- (11) 見積金額とその妥当性(根拠及び内訳が明確であるか)
- (12) その他提案事項

※なお、本業務を遂行するにあたり、本市が定める市内事業者、準市内事業者である場合及び市内在住者の新たな雇用を生み出す場合は、審査にあたり加点する。

9 契約締結に関する事項

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに上記2の応募資格要件を欠いていることが判明したとき
 - ウ 見積金額が提案上限額を超過したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの 契約内容を確約するものではない。また、議会の承認が得られない等により、本業務に関する 令和5年度予算が成立しない場合や、国及び共同保険者たる県の方針及び本市の方針が変更と なった場合は、契約ができない場合がある。この場合は、それに伴って生じる費用についての 補償は一切行わない。
- 10 提出先・問い合わせ先

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 南館1階

尼崎市総務局 市民サービス部 国保年金課 収納推進担当

担当者:中村、中井 TEL:06-6489-6434 FAX:06-6489-4811

メール: ama-kokuhonenkin@city. amagasaki. hyogo. jp

以 上